

熊本領南部海辺における海辺開発の特質

（二六〇〇町歩千拓計画の推進）

二〇一四・七・二四 於熊本県文化財保護協会研修会 内山幹生

1. 熊本領南部海辺の開発

(一) 領国海辺と開発地域

熊本領における海辺開発は、地域的にみると領国のほぼ中央域に位置する東より西へ突出した宇土半島を境とし、**北部海辺**（有明海側）と**南部海辺**（八代海側）の開発に区分でき、土質のほか開発規模に若干の相違が認められる。八代海側では、宇土半島南面より八代・日奈久地先に至る地域が典型的な遠浅の干潟で、それに加えて球磨川などに代表される河川による複合三角州地帯があり、切れ目なく開発されていた。さらに南の方角にしばらくの距離をおいて、規模や件数こそ劣るものの、葦北・水俣地域にも古くからの干拓実績がみられる。

八代海沿岸の開発総面積よりみると、宇土半島南面から八代郡地先までの開発地で、全体のほぼ九割強を占め、中でも八代周辺の地先では、世襲の筆頭家老松井氏による御赦免開たる新田が集中している。その北方、松橋地先より八代までの間は、手永会所・郷・有吉氏らによる開発地が存在するが、藩庁機関主導による開発が多い。開発面積により八代海の内海開発を総括すれば、八代以北は藩庁機関が主導し、八代地先は松井氏が主導する**二重構造的開発**であった。

(二) 新地床と開発権

i 新地床

近世熊本領における「**新地床**」とは、主として海辺の新地、すなわち干拓新田の創出母体となる開発前の土地・干潟のことであり、海辺開発の具体的な対象地を指す歴史的表記である。見立てた新地床に開発の手を加え、新地（新田）となし、そこに土地改良を施し耕地化を図った。新地床には、自然環境的な諸類型が見い出せ、大別すると河海辺の**牟田**（湿地帯）と**干潟**に分類でき、それぞれの範囲・域内で多種多様な条件的差異を備えた新地床の存在があった。

〈牟田開と葭場開〉

河口地域には、流砂土により水底に堆積した土が隆起してできた「**州**」がある。それは単独の河川の場合と複合河川の場合とで発達の様子が異なり、また潮汐の影響も加味されることで、形態・規模ともに大きく変化する。また、遠浅の干潟と連続するような地域では、河川と海流による作用によって、年々発達する州や干潟という状況を現出せしめた。

天保七年（一八三六）の『**球磨川絵図**』には、**葭場開**や**牟田開**・**潟開**という表記が散見され、それぞれに開発以前の新地床の様子が推測される。これらは、葭の栽植地や牟田および干潟を開発した新地であり、葭場開は八代の河口（日置川・前川・球磨川）に多くみられる。河口に発達する州

には、総じて各種水辺植物の群生があり、腐葉土化した土壤環境を形成し葎の栽植に適していた。こうした「州」の一団が複合三角州で、別の表記をすれば、**広域に亘る河口牟田**ということになる。

ii 海辺開発権と開発動機（その位置と実体）

熊本領内における海辺干潟や河口牟田の開発は、近世を通して松井および有吉・米田の世襲三家老に特許された権利であった。権利付与の理由と所以は、松井氏に代表されるように、主家細川氏が戦国大名から近世大名に変化していく過程における献身的な奉公振りによるといわれる。開発権の行使によって造成された新地は、**御蔵納を免除された御赦免**たる性格を有し、開発者資産の形成に寄与することになる（開発動機）。

① 既存耕地の末端部

開発権付与に対する前提条件は、開発地床（新地床）の存在であり、具体的な範囲設定の必要があった。それらは、ほとんど例外なく蔵入地や御給地と境を接しており、決して独立的に分離された状態で存在しているわけではない。多くは既存耕地の末端部分に位置していることから、その部分の開発は、灌漑水利や防災などの面で、本方の年貢地に強い影響を与えた。

② 開発権の実体

世襲の三家老に特許された海辺の開発権は、新地床拝領が前提となる。順序として、地床たる海辺湿地や干潟の拝領がなければ、開発権そのものもありえない。新地床の拝領という事実のうえに、**開発権たる資格と能力**が付与されるのであり、望むところを自由に開発できる普遍的な開発権利実体があるわけではない。

（三）松井氏の開発と初期開発の特色

i 葎牟田の開発

松井氏は、正保三年（一六四六）、八代城入城以来、八代を支配し、それまで玉名郡中心であった知行地を八代近辺に移していく。当時の八代郡南部海辺湿地の実態は、八代町西方に干潟や沼地と若干の葎牟田があり、南方には球磨川の本流や支流などの河口域に、広大な葎牟田が展開していた。複合河川化し、洪水の折々に流路が変わる不安定な地域で、部分的に葎の栽植地となっていたが、成育不良の所など、水抜き工事などの簡単な土地改良工事施工で畑にすることができた。

① 無秩序開発の整序

こうした土地を政治的権力をもって潮除け塘を設置して囲い込み、百姓仕立てをおこない、新田の村立てを図っていく。近世初期には、河口牟田などの湿地帯において周辺農民による無秩序な小規模零細の開発が徐々に進行していたが、松井家中による管理活動によって、漸次秩序立った開発となっていた。

松井氏に特許された開発の対象たる海辺干潟や牟田の中には、荒地や永荒扱いの土地であっても、その実態は、自然陸化した洲や牟田の随所に、地域農民による蚕食的な小規模開発があり、検地および高入れされていない耕地が存在し、それらは領主の意に沿わない無秩序な展開である。初期海

辺開発の目的は、これらの零細で小規模な開発地の一団を、堤防をめぐらして保護し、最終的に高入れして年貢収入（徳米）を得ることにあった。

②排水不良

現在の八代平野の大半は、大小河川の複合三角州地帯および海辺干潟を開発して成ったものである。河口・干潟の外縁部は、その環境変化（自然陸化や干拓）や政策の変更に伴う休止期はあるものの、継続的に開発されており、海岸線は西（海）に向かって移動していく。その過程で**排水不良**を起し、より外縁に新地を開発しなければ解決できない時期が到来する。近世の海辺干拓地では、干潮時に樋門を開放して干拓地内の悪水を排出する自然排水の方式をとっていた。

③湿田化の進行

有明・八代両海沿岸のごとく、干潟の発達が著しく、干拓新地が次々に造成されたところでは、それぞれの干拓地の先端部分が江湖（悪水溜）となり、それに接する**堤防の外側に潟土の堆積が間断なく進行**していく。国土地理院一万分の一の地図より同一標高点の分布を結び、八代地先の干拓地断面を想定すると、旧干拓地の堤防外縁部（新干拓地の一部）から新干拓地の堤防に向かって、極めてなだらかな勾配で傾斜し、低下していることがわかる。

干拓地が海に向かって重層しながら造成されていく場合、極端に言えば同様の勾配で海側に傾斜した干拓地が、いくつも連続して存在することになる。干潟に潮除堤防が設置されるたびに、その外側には、潮汐作用による潟土の堆積がくり返され、その結果、自然排水に頼った近世においては、効果的な排水が困難となり湿田化が進行し、「**干拓が干拓を呼ぶ**」といった局面をむかえる。

④湿田対策

湿田対策は、湿田化した新地の堤防外を新たに開発すること。すなわち湿田地の地先を干し上げることによって当該湿田地の水を吸収させ、湿田地帯の乾田化を図った。これは、**干拓地の抱える構造的な問題であり、負の循環とよぶべき特性を胚胎していた**。松井家による干拓地では、近世中期からこの構造に起因する開発が散見されるようになる。請込葭牟田の開発など、実質的には土地改良的なみくろみと防災目的などの要素を含んだ開発であり、同様の構造にほかならない。

現在においても、熊本市西南方、天明町の干拓堤防外縁地域や八代金剛干拓外縁に潟土堆積顕著な地域があり、干拓地内の排水を困難にしている。極端な排水障害の出現する周期は、自然現象や環境の差異によるとして、百年単位の間隔で引き起こされる可能性があるとみなければならぬ。とくに明治中期以降から昭和四〇年代にかけて築造された干拓地は、その大半が**汀線を越えて浅海に進出**していることもあり、自然排水では対応出来ず、強力な電動排水ポンプにより強制排水されている現状がある（堤防設置線の問題↓汀線を挟んでの攻防）。

ii 松井開の特色

①開発実績

松井氏は、正保三年（一六四六）より明治三年（一八七〇）まで八代城代の任にあった。同家より明治九年（一八七六）、熊本県令宛に提出された旧藩時代の海辺新地に関する報告書写『明治九

年記』(崇城大学図書館)によると、その間に二八件九五二町歩余の海辺開発を実行したとされている。この報告書は作成手続きに重大な欠陥があり(松井家伝来の文書史料に拠っていない)、実際の事蹟は、それを上回るとみられている。

②八代海北部海辺の地域特性

松井氏によって八代郡南部地先に展開された海辺開発の過半は、他の熊本領内の開発地域と比較して、その自然的特性において異なった様相を示している。八代郡北部から下益城郡地先にかけての海浜は、弧状を連ねた長大な海岸線で、現在でも引き潮の際に沖合数kmにわたり水平な干潟が出現する。熊本領の一般的な海辺開発は、こうした遠浅の海浜でおこなわれることが多かった。

③八代海南部海辺の地域特性

これに対し、八代郡の南部は、大小河川による広大な複合三角州地帯とみることができ、とくに球磨川以南にあって大河口域を形成する前川・南川・流藻川の下流域は、葎の生い茂る湿地帯であり、諸河川の間で大規模な洲が発達していた。さらにそれらの縁辺にも大小の滲筋が流れ、数え切れないほどの洲が形成されている。球磨川を中心とする諸河川から流下する土砂堆積と潮汐運動による潟土の還流堆積によって、放置しておいても干陸化していく、発達する干潟として存在していた。そこは、葎や七島などの植生を伴う湿地帯であり、松井家は、こうした特性を有する地域を請込葎牟田として支配したのである。

2. 八代海二六〇〇町歩開発計画と鹿子木量平

(一)開発の骨子

鹿子木量平・謙之助親子による海辺干潟二六〇〇町歩開発構想は、彼らによる村の再生任法実践、国富論(富国論)展開のプロセスでもある。その骨子となるべき二点。

骨子1 下益城・宇土・八代三郡沖に展開する干潟、二六〇〇町歩を開発する。

骨子2 藩主の意向↓家中の救済・財政再建、その具体策として耕地拡大策Ⅱ大開発計画の必然性。「国富」と国土開発(『勸農富民録』鹿子木量平著)。

骨子3 惣庄屋階層による村の再生・古田の改良↓耕地開発に帰結。政策不全による河川中流域と河口域の荒廃(排出土砂堆積・排水障害)

i 「下益城宇土八代三郡沖干潟二千六百町歩」開発計画の概要

①企画および実務責任者(鹿子木父子)

鹿子木量平の公職履歴抜粋(明治三十一年『故鹿子木量平神号願』より)

寛政五年十二月 鮑田および詫摩両郡代附横目

同 九年六月 杉嶋手永惣庄屋代官兼帯

文化元年五月 野津手永惣庄屋代官兼帯

同 五年三月 高田手永惣庄屋代官兼帯及び野津手永惣庄屋代官兼帯併勤

同 八年十二月 五町手永惣庄屋代官兼帯

同 十三年十月 郡中吟味役

同 十四年六月 野津手永惣庄屋代官兼帯 同七月大牟田新地築立根役

文政三年八月 下益城・八代・宇土三郡海辺新地築立根役吟味役兼帯

鹿子木謙之助(鹿子木量平四男)

②開発内容

「文政三年辰九月御新地大積扣」中の「文政三年下益城宇土八代三郡御新地積方畧手鑑」は、鹿子木親子による三郡沖干潟二千六百町歩開発計画の見積書である。この記述によれば、各々の手永より作廻に向いて植民する形態が明白になっており、古村（居村）より次三男等の植民者を募り、新田村を仕立てる様子が窺える。その意図するところの一是、手永内村々に年貢未済分があれば、植民地たる新田村からの産穀で充当を図ることであり、古田の再生に加えて村の再建に寄与する仕法であった。

イ・開発面積と入植手永割当計画

【史料五】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

一惣畝数式千六百町

右之内

六百町 井手道江子諸費地、壹割延畝分共、
式百町 野津手永居村より作廻仕可申段願出居申候分、
三拾町 種山手永右同断、
七拾町 河江手永より作廻仕候見込分、
六拾町 松山手永より右同断、
三拾町 郡浦手永より右同断、
ノ三百九拾町 但居村より受持作廻可仕分、

四百八拾町 高田手永松求广在依多人数、村々より自勤にて出百姓仕度追々願出居
申候分并右外、村々より出百姓可仕候、
百町 野津手永より右同断、
式百五拾町 種山手永四浦在并村々より右同断、
式百町 河江手永海東谷并村々より右同断見込分、
六拾町 松山手永松合高良御領其外村々より右同断見込分、
九拾町 郡浦手永海邊村々より右同断、
ノ千式百式拾町 但村々にて別家等仕候者地方拝領被仰付候へは自勤にて出百姓仕

作廻可仕見込分其外他手永よりも自勤にて出百姓仕度、内々懸合
候者共有之候て万一地方余分に相成候得は御出方無之て如何様にも
作廻可仕見込に御座候、
野津手永漁兼之者受持可申分、
百四拾町 河江手永右同断、
八拾町 松山手永右同断、
百四拾町 郡浦手永右同断、
四拾町 ノ四百町

但漁兼偏之者共之儀、右御普請中相応之日雇等にて渡世仕候様に仕法を付、
男女老幼共に罷出候得は却て漁業より為合に相成、其上両三年定詰程々相働
候ハ、随分御百姓と成行候様之せり出も可有之、第一漁業よりは手堅農業に基申
之儀に付、各別之御出方被及申間敷見込に御座候、尤如何躰にも自力にて馳罷
出分は余錢式百貫目之内より御心付錢被渡下可然見込に御座候、

口・開発地の水門設置場所内訳

【史料六】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

水門積

- 一、五枚戸壹艘 亀崎江南ほ印 百間之所
- 一、二十枚戸壹艘 マクリタヲ南リ印 百間之所
- 一、五枚戸壹艘 コナエ南ぬ印 百間之所
- 一、三枚戸壹艘 小道越わご 八拾間之内
- 一、五枚戸壹艘 横江北つ印 八拾六間之内
- 一、拾枚戸壹艘 くすら江 貳百貳拾五間之内
- 一、貳枚戸 ことかたを 百間之所
- 一、五枚戸壹艘 揚卷たを 百間之間
- 一、三枚戸壹艘 芝口下手 百間之内

右南分

合拾四艘 此戸数百枚 壹枚幅八尺宛

但松角にて三通之底土臺を居其上に幅四間半長水門幅に應合・を入厚板にて張詰、左右八割石・切石にて石垣築立中戸数に應角石にて二重之通土臺を引、其上に水越土臺を居本柱を建、柱之後口二戸数二應角石にて重上ケ添柱を建、高サ之撫を取蓋石を置、前口は戸前明礮懸迦之弁利を付、蓋石上は内外共割石にて築立之内心土并栗石詰之積、

此積前、合千五百六拾貫四百三拾六匁三分貳厘

八、築造費用積算報告

【史料七】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

惣合九千百拾壹貫八百七拾四匁八分

右は今度下益城・宇土・八代海邊新開御築立しら扁かた御用懸被仰付、御立會御見分之上際目建方且積方被仰付奉得其意候、私共立會御築立之仕法を付、様々手を詰相しら扁申候処、右之通二御座候、則繪圖壹枚相濟指上候、以上、

文政三年九月

小田七郎右衛門

【参考】七百町新地潮止図（鹿子木勝氏蔵）

鹿子木謙之助

郡浦新五左衛門

平野角次

松山丈八

小田藤右衛門

犬塚安太

鹿子木量平

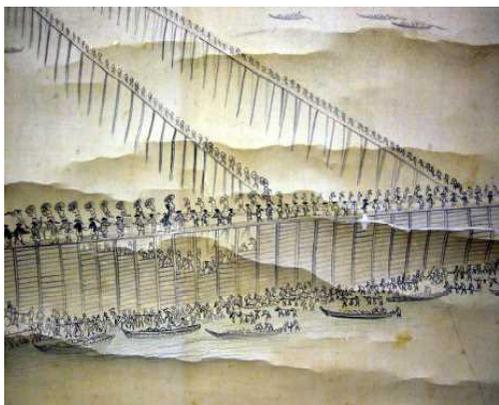
緒方吉次

杉浦仁一郎殿

宇野騏八郎殿

奥村仙蔵殿

米良四助殿



【参考】四百町新地大鞆樋門

二、御新地三分割の費用積算報告

【史料八】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

御新地三ヶ一所取分ヶ積（抜粋）

※一御開壱ヶ所

町数七百町

右之内

氷川より南太牟田御開殻樋北迄

一間数四千三拾九間六合

新塘分

御入目貳千百五拾五貫九百目

一同百間

但御普請御小屋并土手石手小屋床兼用之本塘分

御入目八拾九貫貳百拾貳匁四分

一水門六艘

戸数三拾枚

御入目四百六拾八貫百三拾目

一江湖筋七ヶ所

間数四百五拾間

御入目貳百貳拾四貫三百六拾目

一潮留壱ヶ所

間数四百間

御入目百八拾七貫七百貳拾目

一錢百壹貫目

土手石手諸道具并大小石船代御子や建方抱夫給共

合三千貳百貳拾六貫百貳拾貳匁四分

外に

一錢四百四拾貫九百九拾目五分五厘

右樋川より南水理一式御入目

○合三千六百六拾七貫百重貳匁九分五厘

※一御開壱ヶ所

氷川より北砂川迄

町数八百町

右之内

一間数四千七百九拾壱間六合

新塘分

御入目貳千百六拾九貫五百三拾五匁四分六厘

一水門五艘

此戸四拾枚

御入目六百貳拾四貫百七拾四匁五分貳厘

一江湖三ヶ所

間数四百間

御入目貳百八拾四貫貳百七拾八匁六分四厘

一小屋床壱ヶ所

間数百間

御入目九拾壱貫貳百四拾八匁八分八厘

一潮留壱ヶ所

間数貳百五拾間

御入目百拾七貫三百貳拾五匁

一錢七拾四貫六百五拾貳匁

土手石手諸道具石船代抱夫給共

合三千三百六拾壱貫貳百拾四匁五分

外に

一錢百拾四貫百四拾三匁三分八厘

右氷川より北砂川迄水理一式御入目

○合三千四百七拾五貫二百五拾七匁八分八厘

※一御開壱ヶ所

砂川より北貳本松迄

町数千百町

右之内

- 一間数貳千七百六拾三間八合 新塘分
- 御入目千四百九拾五貫四百三拾壹匁八分五厘
- 一水門三艘 此戸三拾枚
- 御入目四百六拾八貫百三拾目八分九厘 間数四百拾間
- 一江湖四ヶ所 間数四百拾間
- 御入目貳百四拾貳貫五百七匁七分六厘 間数百間
- 一小屋床壹ヶ所 間数百間
- 御入目八拾九貫貳百拾貳匁四分 間数百間
- 一潮留壹ヶ所 間数百間
- 御入目百六拾四貫貳百五拾五匁 土手石手諸道具其外石船代抱夫給共
- 一錢六拾五貫目 合式千五百式拾四貫五百三拾七匁九分
- 外に 一錢百八拾貫百六拾貳匁九厘 右砂川北より淺川通久具川迄水理一式御入目
- ノ式千七百四貫六百九拾九匁九分九厘
- ◎三口合九千八百四拾七貫百七拾目九分九厘

【表1】三郡沖干潟二千六百町歩開發計畫中実績分

(開發地)	(事業体)	(竣工年)	(開發面積)	(摘要)
※百町新地	手永	文化二年 (二八〇五)	一〇一町五反	(計画外)
※四百町新地	藩	文政二年 (二八一九)	四三二町歩	(計画外)
①七百町新地	藩	文政四年 (二八二二)	七四〇町五反	
②鹿嶋尻御新地	藩	天保九年 (二八三八)	二一五町五反	
③亀崎御新地	藩	天保十年 (二八三九)	九三町八反	宇土方と共同
④下住吉御新地	藩	天保十一年 (二八四〇)	九六町歩	
⑤新田出新地	手永	天保十一年 (二八四〇)	一〇五町歩	
⑥松橋新開	藩	天保十二年 (二八四一)	一三五町一反	
⑦松橋新開築添	藩	弘化二年 (二八四五)	一一二町七反	
⑧網道新地	手永	嘉永五年 (二八五二)	五九二町三反	
⑨砂川新開	藩	安政二年 (二八五五)	三六五町歩	

◎開發実績合計 二四五五町九反

※亀崎より宇土郡二本松まで、事業最終の開發計畫一四〇町歩(開發名「二本松新地」)ほどが存在するも未着工。

4. 大開發計畫の必然性と背景

(一)熊本藩主と「七百町新地」開發企画

歴代藩主の中で、海辺開發についての直接的で明確な意志を確認できる一人は、細川九代藩主斉樹であり、郡代や鹿子木量平をはじめとする惣庄屋らの手になる文書類に、彼の海辺開發に対する期待などが記されている。『三郡御新地雜記』には、七百町新地の開發に至る斉樹と重臣らのやりとりが詳述されており、ほぼ同じ内容が荻角兵衛(昌国)の「己巳雜録」中、「八代之御新地御築立之事」にもみられる。

【史料九】(荻角兵衛「己巳雜録」『新開新地』所収 九州大学附属図書館蔵)

文政三年七月十一日、御家中え手取米増可被仰付と之君上難有思召にて、沢村宇右衛

門殿え新地御用懸被仰付候付、同月十三日右之面々え宇右衛門殿於宅被申聞候趣、拙者儀一昨日御用之儀有之被召出候付、早速午前え罷出候處御膝元近夕被召寄、近年御物入打続御稼手向甚被成御差支候間、御家中え手取米減被仰付置候二付ては一統及難洪候、殿、逐一被為及聞召、兼々御苦惱二被思召上候事二候、

i 非常儉約令の延長

家老沢村宇右衛門は、藩主より家中土手取米を増加させよとの意向のもと、新地御用懸を命じられた。これより以前、文化一〇年（一八一三）、斉樹は藩主直書をもって非常儉約令を示達して家中手取米を減じ、翌年に五ヶ年間の格別儉約を命じている。この儉約令は奏功せず、手取米減などを含め、文政二年よりさらに五ヶ年間の非常儉約令延長を達した。

ii 家中の困窮と藩主の苦惱

翌年の斉樹下国の際には、家中の困窮いよいよ顕著となる。七月一三日沢村家老は、自宅に藩主御用人と御郡目付、奉行、宇土・下益城・八代の各郡代、そして新地築造の責任者として鹿子木量平親子を招き、藩主の苦惱を訴えた。

久振二被遊御下国候間（前年御滞府）、少は御家中も甘居か申哉と被為思召居候處、御通筋家敷々々垣廻等益及大破居、且当月は御下着後初て之式日二付、定て出仕之面々も大勢にて可有之と被為思召居候處殊外少人数にて至て淋敷、畢竟ケ様二有之候と申は御渡方等充分二無之處より之儀と被思召、上、甚以被遊御心痛候間、何卒今少シ家中者共渡方優二為取候仕法は有之間敷哉と被仰付候、（「己巳雜録」）

斉樹は、参勤前と比較して少しは家中の寛ぎもみられるだろうと思っていたが、いざ帰国して通筋の家々を眺めると、垣廻りを補修する余裕もないよう荒れ果てていた。帰国後初めての日には、多くの家臣が出仕するだろうと思っていたところ、あまりに少人数で寂しい限りである。斉樹はそれらの理由を、家中土の手取米が少ないことにあると考えた。対処を命じられた沢村家老は、次のように言上した。

如何躰二勘考仕候ても、当時之御繰合にて御本方よりと申候ては、唯今之上二被増下候仕法と申は、一切見込無御座候、乍然、昨年於八代御築立二相成候四百丁之御廻冲手・氷川尻二懸候七百丁、また氷川尻宇土二本松二懸候て千九百町大新地を被遊御築立候ハ、
〆両三年中にて手取増被仰付候丈は御倉入可有御座奉存候、（「己巳雜録」）

既存の四百町新地地先干潟に七百町新地を造成し、さらにその隣から宇土半島二本松に至るまで堤防を延長し、新たに一千九百町歩余の大開発のもくろみを開陳する。これに対し斉樹は、「是に過候良策は有之間敷、是八天之與と可申候」と述べた。沢村家老は、七月一三日、自邸に参集した人々へ、斉樹の言葉として次のことを伝え、一同の奮起を促した。

- ① このような大目論見は、本来衆議に諮るべきであるが、そうすれば様々に申し分も生じ、事が成らなくなる。よつてわざと衆議にはかけず独断で沢村に申し付ける。
- ② 種々の論争が引き起こされるのは必定であるが、この点においては心配無用である。志を堅く持ち、是非存念を達するべきである。
- ③ 心力を尽くして新地造成を成就し、一刻も早く家中の者共の困窮を救済せよ。

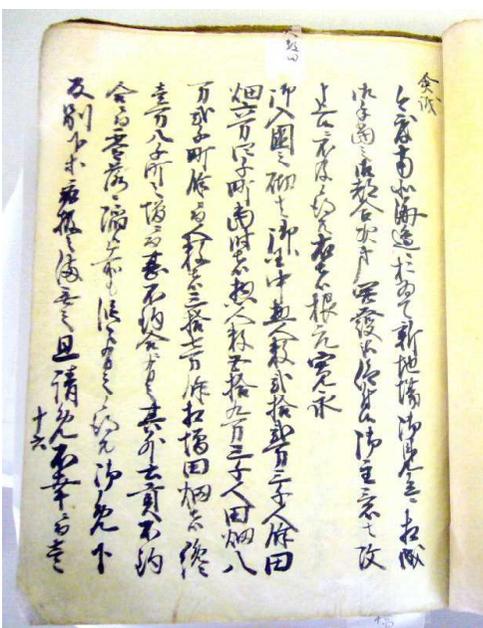
七百町新地は、藩主の並々ならぬ後援を受け、宇土・下益城・八代三郡海辺新地開発計画の先頭を切つて文政四年（一八二二）一月に潮留された。斉樹の意向は、文政九年に彼の後を継いだ細川斉護にも踏襲され、近世末期熊本藩大干拓時代の掉尾を飾ることになる。

(二) 人口増勢圧力と耕地面積

次の史料は、歴代藩主の海辺開発に対する基本認識を示し、それはまた広く藩庁役人や会

所の役人にまで浸透していたことをあらわしている。

【史料一〇】（「奉願覚」天保一二年八月『天保覚帳』六一三—一八 熊本大学寄託永青文庫蔵）



僉議

今度南北海邊ニ於て新地場御見立ニ相成、

御手当之都合次第開發被仰付候御主意は改

申上候ニ不及候得共、右は根元寛永

御入國之砌は御國中惣人数貳拾貳萬三千人餘、田

畑六万四千町當時は惣人数五拾九万三千人田畑八

万貳千町餘ニ而人数は三拾七万余相増、田畑は纔

壹万八千町之増ニ而甚不釣合ニ有之、其外土貢不釣

合ニ而零落ニ陥候ケ所も段々有之候得共、御免下

反別下等取扱之備無之、且請免不幸ニ而告：

（※永青閣第一六号）

i 村方零落の一因

天保年間当時、人口増加の趨勢をみると、寛永年の細川氏肥後移封当時と比較すれば、およそ二・六倍強となっている。しかし田畑面積の増加では一・三倍弱の伸びにすぎない。御郡方では、人口増加と耕地面積増加趨勢の不均衡が村方零落の大きな原因であるとし、「御国民御撫育として開發被仰付段被奉達」と記す。

ii 領内人口と耕地面積の關係と増加趨勢の不均衡

領内人口と農耕地面積の変遷

①寛永九年（一六三二）細川忠利肥後入国当時の領内人口と田畑畝数

総人口 二二万三〇〇〇人余

田畑面積 六万四〇〇〇町歩

②天保一〇年（一八三九）当時の領内人口と田畑畝数

総人口 五九万三〇〇〇人余

田畑面積 八万二〇〇〇町歩

※二〇〇余年の間に

人口は二、六倍強に増加

田畑は一、三倍強に増加

（三）開發の顛末

i 開發範圍と許可申請

八代郡鏡村沖より氷川河口に至る七百町新地から北上し、宇土郡永尾村二本松に至る千潟一九〇〇町歩余を干拓造成する大開發計画であり、基本計画は鹿子木量平・謙之助親子の構想に拠っている。彼らが沢村家老に進言し、計画推進の同意を得た後、藩内事情に支障のない時期を選び着工することになった。

その後、天保七年（一八三六）、この大計画の一環であろう新地開發願が、種山手永より氷川尻に一五〇町歩、下益城郡の五手永より河江手永海辺に三〇〇町歩、平準方より氷川尻に三〇〇町歩が各々提出されている。これらに対し、またも築立に支障のない時期になれば許可するという決裁が下され、一旦不許可となった。

ii 逐次開發と計画生産高

三年後の天保一〇年、鹿嶋尻御新地二二五町五反、亀崎御新地九三町八反と、次々に開發

が成就し、最終的に安政二年（一八五五）砂川新開の三六五町歩まで、計画面積一九〇〇町歩のうち、合計八件で一七一五町四反余の竣工をみる。

次の史料は、「七百町新地」以降の開発地を二千町歩と定めて想定した計画生産高を記す。計画面積を「千九百町歩」と表記がある一方で、「田畑式千町程」とも書かれており、本件積書（文政三年辰九月『御新地大積扣』）が、開発計画と実態の誤差を考慮した大枠の積算書であったことを物語っている。全体の撫反で反当壹石五斗五升を打ち出しており、これは、海辺干拓地特有の豊かな地味を前提とした評価にほかならない。

【史料一】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

覚

一、田畑式千町程

御新地分

此出来米三万千石

但田畑上中下位之撫反壹石五斗五升右米の見込、

壹万七百八拾石

上納米

貳万貳百貳拾石

作徳米

三軒屋御開其外上畝物二相成可申分、

一、四百拾町八反六畝拾貳歩

此出来米七千八百六石余

但上中下位之撫反壹石九斗右米の見込、

千三百六拾三石四斗三升

床上納分

千百壹石余

上畝物米・上畝下り

五千三百四拾壹石五斗七升

作徳米

○上納米合 壹万千八百八拾壹石余

此高百石高拾七石手永之積ニメ

六万九千八百九拾石余

同貳拾七石手永之積ニメ

四万四千石余

以上、

5. まとめにかえて、巨大海辺開発は水利と不可分

干拓は総合的な水利の一環という側面があり、水利の先に干拓があった。鹿子木量平は、「成長する干潟」と「海辺低平地の排水障害」を分析し、その解決策として干潟に塘を築き、内側を干し上げて古田の過剰な水を吸収させたのである。こうして創成された新たな海辺開発地もまた、遠からず排水障害に行き当たることになり、その堤防の外側にさらなる新開地を開発する必要に迫られる。下益城・宇土・八代三郡沖干潟二六〇〇町歩干拓計画は、耕地拡大を最大の目的としつつも、副次的に八代郡鏡村地先から汀線上に沿い、宇土郡高良村地先までの全域をカバーすることで、内陸側の湿田化した古田の再生対策として機能した。この事情は、熊本領の北部海辺においても基本的に変わることはない。

程度の差こそあるものの、有明海と八代海の広大な干潟に沿う海辺村々の干拓地は、未開の干潟に隣接していることで地底そのものに水を湛え、排水の行き場がない状態にあった。巨大なスポンジと化した湿田の水を移動させる手段の一つが堤外干潟の干拓である。湿田の地先に堤防を築き内側を干し上げると、その乾燥した大地に湿田の水気が吸収されていく。鹿子木量平の企画構想した百町新地は、湿田解消に端を発した海辺開発であり、その後四百町新地・七百町新地と連続する開発にも同様の趣旨が窺われる。該地海辺の干拓は、まさに水利の延長としての側面があったのである。

《補足》

◎用語としての「干拓」

- i 干拓とは、湖沼または河海に築堤その他の工事をおこない、内側の水を排出し土地を造成する」と。
- ii 日本では、農耕地の創出手段として中世以前から歴史があり、近世に至って築堤技術の向上や石造樋門の登場をみて以来大規模化し、現代に至るまで湖沼・河海を問わず、盛んにおこなわれてきた。
- iii 「干拓」なる言葉そのものは、大正三年（一九一四）、**耕地整理法改正時に制定された用語である。**

【史料一】

耕地整理法中改正法律改正案

耕地整理法中左ノ通改正又

第一条中「区画形質ノ変更」ノ下ニ「湖海ノ埋立、干拓」ヲ加フ…（以下略）

（大正三年三月一〇日第三一帝国議会衆議院委員会議事録・速記録第二回）

明治維新後、しばらくの間、干拓に相当する字句の規定はなく、明治三年（一八八九）一月発布の法律第三〇号**地租条例第一六条第五項**（水面埋立地免租年許可条項）が、唯一適用可能な条規であり、ここでは、「埋立」に干拓の意味を拡大解釈し、理解せしめている。したがって、大正三年以前の史料には「干拓」という言葉を読み取ることはできない。

今日いうところの「干拓」を、近世や中世の史料にさがすと、①**海辺新地普請**、②**新墾**、③**開発**（かいほつ・かいはつ）、などと用いた用語で表現されている。その結果、築造された新田のことを、熊本領では、「**新地**」といい、〇〇新地と称したり、〇〇開（ひらき）や〇〇掘（からみ）などといっている。河口を含む海辺湿地帯の開墾や土地改良および防災的措置の結果として生じた耕作地も、新地や開とされた。つまり近世以前の海辺開発には、純然たる干拓に加え、**湿地帯の開墾や土地改良・防災工事**なども、「開発」として包含され、①～③の語句などでひと括りに表現されていた。

【近世熊本領の干拓関連参考文献および史料等の抜粋】

〈文献編〉順不同

- ① 農林省農務局『旧藩時代ノ耕地擴張改良事業ニ關スル調査』（一九二七）
- ② 福岡県内務部『有明海沿岸鍬先地調査』（福岡県一九二九）
- ③ 佐賀県耕地協会『佐賀縣干拓史』（佐賀県耕地協会一九四一）
- ④ 熊本県『熊本縣潮害史（大正三年）』（熊本県一九一八）
- ⑤ 熊本県『熊本縣潮害史（昭和二年）』（熊本県一九三三）
- ⑥ 福岡県農地改革史編纂委員会『福岡縣農地改革史』上卷（農地委員会福岡県協議会一九五〇）
- ⑦ 佐賀県農地改革史編纂委員会『佐賀縣農地改革史』上卷（農地委員会佐賀県協議会一九五一）
- ⑧ 喜多村俊夫「肥後藩干拓新田の特異性」（『熊本史学』三号熊本史学会一九五二）
- ⑨ 喜多村俊夫「干拓新田の歴史的地理的構造」肥後国玉名郡横島新田」（『名古屋大学文学部論集』名古屋大学文学部一九五三）

- ⑩ 古島敏雄『土地に刻まれた歴史』（岩波書店一九六七）
- ⑪ 大阪府立狭山池博物館『重源とその時代の開発』（大阪府立狭山池博物館二〇〇二）
- ⑫ 渋谷敏実『加藤清正の干拓説に対する疑問』（熊本工業大学出版局一九八一）
- ⑬ 本田彰男『肥後藩農業水利史』（熊本県土地改良事業団体連合会一九七〇）
- ⑭ 藤川武信「干拓造成の見地から見た有明海の干潟の研究」（『九州農業試験場干拓部彙報』九州農業試験場一九五四）
- ⑮ 九州農業試験場環境第二部「九州の干拓土壌に関する研究」（『九州農業試験場彙報』1卷九州農業試験場一九五二）

業試験場一九五二）

- ⑯ 園田一亀『横島郷土志』（横島村役場一九四九）
- ⑰ 森山恒雄「肥後五十四万石の成立」（『新熊本の歴史』熊本市一九七九）
- ⑱ 玉名市教育委員会「北牟田塚墳墓」（『玉名市文化財調査報告』3集一九七九）
- ⑲ 熊本県『熊本県史』別巻1（熊本県一九六五）
- ⑳ 續日本史籍協會叢書『横井小楠關係史料』（東京大学出版会一九三八）
- ㉑ 森田誠一『近世における在町の展開と藩政』（山川出版社一九八二）
- ㉒ 松本寿三郎『近世の領主支配と村落』（清文堂二〇〇四）
- ㉓ 森泰博『大名金融史論』（新生社一九七〇）
- ㉔ 鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社一九九七）
- ㉕ 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』（東京大学出版会一九八一）
- ㉖ 大熊孝『洪水と治水の河川史』（平凡社一九八八）
- ㉗ 内山幹生「肥後新田方犬塚安太にみる開発思想」（熊本大学『熊本史学』二〇〇四）
- ㉘ 横島町史編纂委員会（内山幹生共著）『横島町史』（玉名市二〇〇八）
- ㉙ 新修志摩町史編纂委員会（内山幹生共著）『新修志摩町史』（福岡県志摩町二〇〇九）
- ㉚ 荒尾市史編纂委員会（内山幹生共著）『荒尾市史』（荒尾市二〇一一）
- ㉛ 内山幹生共著「海辺干拓地における村の組成」（『熊本藩の地域社会と行政』思文閣二〇〇九）

〈史料編〉順不同

- ① 「請新地一紙書抜」成松古十郎（熊本市城南町歴史民俗資料館）
- ② 「三郡御新地雜記」成松古十郎（熊本市城南町歴史民俗資料館）
- ③ 「邦君積善記」鹿子木量平（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）
- ④ 「己巳雜録」荻昌国（熊本県立図書館）
- ⑤ 「七百町本堤積」鹿子木謙之助（八代市鹿子木勝氏蔵）
- ⑥ 「僉儀書面」（天保寛帳六一三一―一八熊本大学附属図書館寄託永青文庫）



【図1 七百町新地惣絵図一部分】熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵（※永青閲第一六号）

- ⑦ 『拾芥圃記』永井宇七兵衛（熊本県立図書館）
- ⑧ 『嘉永七年寅五月玉名郡小田手永横嶋村海邊内膳殿新御開田見圖御帳』（玉名市教育委員会）
- ⑨ 『小田郷士族帳』（玉名市立図書館）
- ⑩ 『御勝手向志良遍』（熊本県立図書館）
- ⑪ 『御花畑御奉行所日記抄出』（熊本大学付属図書館寄託永青文庫）
- ⑫ 『御新地方記録』（宇城市教育委員会）
- ⑬ 『御新地大積扣』鹿子木量平・謙之助（八代市鹿子木勝氏蔵）
- ⑭ 『御郡方御開所普請御用之鉄道具積書』（熊本大学附属図書館寄託永青文庫）
- ⑮ 『教戒記録』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）
- ⑯ 『野津手永零落御救一件』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）
- ⑰ 『松橋尻新地見立積帳』（九州大学農学部図書館）
- ⑱ 『宝曆以来御勝手向御繰合之御模様大略調帳』（熊本県立図書館）
- ⑳ 『先例略記 御城作事一途』（熊本大学附属図書館松井文庫）
- ㉑ 『先例略記 御開之部』（熊本大学付属図書館松井文庫）
- ㉒ 『塘筋全 御開に係り候例』（熊本大学付属図書館松井文庫）
- ㉓ 『旧章略記』（熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵）
- ㉔ 『松山手永手鑑』（宇城市不知火町河野家文書）
- ㉕ 『水理考』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）



【図2 亀崎御新地・松橋新開および同築添新地（一九六四撮影 国土地理院）】

